

伊勢市観光振興基本計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市観光振興基本計画策定業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

(プロポーザルに参加する者)

第2条 伊勢市観光振興基本計画策定業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告時点で下記の「業種分類」のいずれかで名簿に登録されていること。
 - ・2708 調査検査業務 計画策定・コンサルティング
 - ・2707 調査検査業務 統計調査
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 伊勢市暴力団排除条例第8条の規定に該当するものでないこと。
- (6) 平成27年度以降に、地方公共団体の観光振興基本計画策定業務、観光振興実施計画策定業務または観光に関する調査分析業務の元請履行実績があること。

(プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様は、別紙1のとおりとする。

(選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、伊勢市観光振興基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名程度とする。
- (2) 委員会は、定数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。

(6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(7) 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は欠けたときは、観光振興課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(プロポーザル日程)

第6条 プロポーザルの日程については、別紙2のとおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施にかかる庶務は、産業観光部観光振興課が行う。